一宮市立千秋小学校いじめ防止基本方針

一宮市立千秋小学校

１　いじめの防止についての基本的な考え方

（１） 本校の教育目標は、

「健康で、自ら学ぶ、心豊かな千秋っ子の育成」である。

（２）めざす児童像

○自立する子

・自ら学び考える子

・明るく思いやりのある子

・健康でたくましい子

（３）めざす学校像

①明るい学校……元気なあいさつと笑顔があふれる学校

②美しい学校……花と緑がいっぱいで、掃除がいきとどいた学校

③楽しい学校……助け合い、励まし合う学校

（４）いじめに対する指導の重点

・教育活動のあらゆる場面を通して、人間尊重の精神や正義を愛する心を培い、他人の気持ちを思いやる情操豊かな心を育てる。

・一人一人の児童が、存在感、充実感を持って学校生活ができるようにし、「困ったことは何でも相談でき、何でも言える学級づくりに」に努める。

・いじめ問題の重要性を全職員が認識し、問題行動に対して、共通理解を図り、全校協力体制のもとに指導にあたる。

・スクールカウンセラーとの連携を図り、必要に応じて面談の機会を設けた上で、指導にあたる。

・毎月、全職員参加による情報交換日を設け、情報の共有化を図る。

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考えを基に、児童の尊厳を守り、いじめに向かわせないために、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的にいじめに対応していく。また、いじめの防止等の対策は、学校、家庭、地域住民その他の関係機関の連携の下に進めていく。

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。そこで、児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

２　いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

「いじめ・不登校対策委員会」は校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、いじめ等対策主任、不登校対策主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

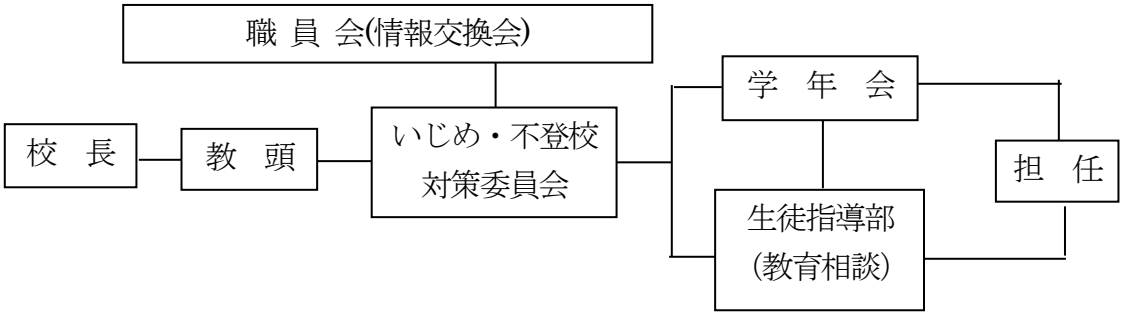

（１）「いじめ防止対策組織」の役割

ア　「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な対応を図る。

・教職員による取組評価を行い、「いじめ・不登校対策委員会」及び「学校運営協議会」において、学校におけるいじめ防止対策を検証し、改善策を検討していく。

イ　教職員への共通理解と意識啓発

・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

・いじめアンケートやQ-U、１日観察日、個人面談等（教育相談）の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ　児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況を発信する。

・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用して、地域全体のいじめ防止意識の向上に努める。

エ　いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、被害者救済を第一とし、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

３　いじめの防止等に関する具体的な取組

（１）いじめの未然防止の取組

ア　教師、保護者、地域の方が、児童にとって重要な他者（大人）となるように、日頃から児童理解に努め、意識的に声をかける。

イ　児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく自治的な学級づくりを進める。

・いじめアンケートやQ-U、１日観察日、個人面談等（教育相談）を実施して、学級経営を見直し、より良い学級づくりに努める。

・申し送り個票等を作成し、いじめの状況やその後の児童同士の関わりについて把握できるように努める。

ウ　よく分かる授業を展開し、教師が児童一人一人の取り組む姿勢や態度、習熟度を認めることによって、自己肯定感と充実感を味わわせる。

エ　教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心（他者理解）の醸成を図る。

オ　集会等でのいじめ未然防止の講話を行う。

カ　児童の話し合い活動などの主体的な活動を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止の意識を高める。

キ　情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、「ネット上のいじめ」の被害者、加害者とならないよう継続的に指導する。

（２）いじめの早期発見の取組

ア　日頃の児童のささいな変化や気になる行為に関して、情報を共有し、組織的に見守り・支援できる全校体制を整える。

イ　いじめアンケート、Q-U、個人面談（教育相談）の定期的な実施（各学期１回以上）や、１日観察日の実施（月１回以上）およびスクールライフノートの活用を通して、排除的ないじめや児童の小さなサインを見逃さないように努める。

ウ　過去にいじめ被害に合った児童に対し、継続的な観察と支援を行う。

エ　通学の見守り隊や保護者や地域の方から情報を得るように努める。

オ　児童が相談しやすい環境を整える。

・教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努める。

・相談箱等を設置し、児童が担任以外の職員にも相談できるようにする。

・県及び市のスクールカウンセラー、心の教室相談員（中学校）の相談日を全家庭に紹介する。

・電話相談窓口の一覧を全家庭に配付する。

（３）いじめに対する措置

ア　いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ　被害児童を守り通す（被害者救済）という姿勢で対応する。

ウ　加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

①　加害児童が、自分の行為（事案）が被害児童にとっていじめであると認知できるように指導する。

②　加害児童は、被害児童に心から謝罪できるように指導する。

③　加害児童は、自己反省し、今後の適切な言動を指導する。

エ　教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ　いじめの申し出や、いじめが心配される事案があった場合、いじめの可能性を考え、周り又は全員にいじめ防止についてのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ　「ネット上のいじめ」への対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

４　重大事態への対応

（１）重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

（２）学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応するとともに、関係諸機関との連携を図る。

（３）調査結果については、事業の性質に応じて、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

５　学校の取組に対する検証・見直し

（１）学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、ＰＤＣＡサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう、努める。

（２）いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価を実施し、「いじめ・不登校対策委員会」及び「学校運営協議会」において、いじめに関する取組の検証を行う。

６　その他

（１）「いじめ対策ハンドブック」（一宮市教育委員会・一宮市いじめ対策推進委員会作成）を参考にいじめ対策に取り組む。

（２）いじめ対策に関する校内研修を実施したり、教育委員会等が主催する講演会や事例研究会に関係職員を参加させたりして、児童理解やいじめ未然防止や対応に関する教職員の資質向上に努める。

（３）「学校いじめ防止基本方針」を学校ウェブページに掲載する。

（４）長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】

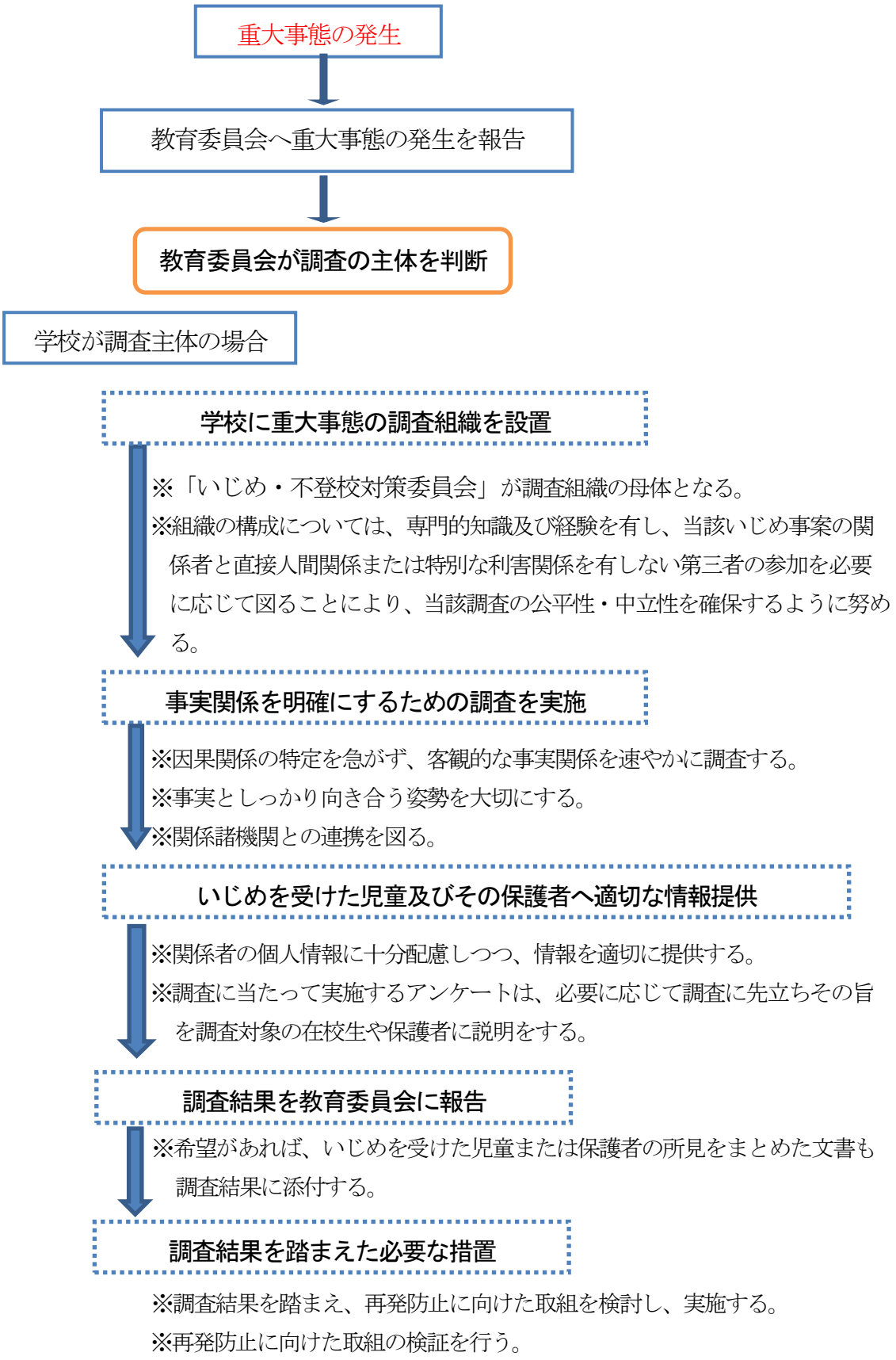

＜年間計画＞

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○相談室やＳＣの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（命の大切さ）	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	
5月	○現職研修①「児童理解と学級づくり」	○第１回Q-Uの実施 ○福祉実践教室		
6月	D	○情報モラル指導（ネットモラル）	○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	
7月	C ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○セルフディフェンス講座開催	○通学団会	○個人懇談会
8月	A ○中間評価→検証 ○現職教育②「校外研修内容の伝達」	○第１回Q-U結果の分析、情報交換		
9月			○身体測定	
10月	○現職研修③（ケーススタディ）	○第２回Q-Uの実施		
11月	P		○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	○学校運営協議会委員への学校行事・授業の公開
12月	D ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○赤い羽根募金活動 ○児童のいじめ撲滅に向けた主体的な活動 ○第２回Q-U結果の分析、情報交換	○通学団会 ○人権集会	○個人懇談会
1月	C	○保健指導（命の大切さ）	○身体測定 ○「心のアンケート（いじめアンケート）」	
2月	A ○自己評価	○命の授業	○教育相談週間	
3月	○評価を基に学校運営協議会で「基本方針」の見直し	○６年生を送る会	○通学団会	○学校運営協議会で「取組評価」「自己評価」の分析
通年	P へ ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○情報交換（毎月）	○健康観察の実施 ○ＳＣによる相談 ○悩み相談ポストの設置	○あいさつ運動（月に１回）

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。